

平成21年第5回(11月)伊豆市議会臨時会会議録目次

第1号(11月5日)

議事日程.....	1
本日の会議に付した事件.....	1
出席議員.....	1
欠席議員.....	1
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名.....	1
職務のため出席した者の職氏名.....	2
開会宣告.....	3
開議宣告.....	3
議事日程説明.....	3
会議録署名議員の指名.....	3
会期の決定.....	3
議案第99号から議案第101号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	3
閉会宣告.....	2 3
署名議員.....	2 5

開会 午前 9時30分

開会宣告

議長（飯田宣夫君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成21年第5回伊豆市議会臨時会を開会いたします。

開議宣告

議長（飯田宣夫君） ただいまの出席議員は20名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程説明

議長（飯田宣夫君） 議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、市長以下職員の出席を求めましたので御報告いたします。

本日の議事日程はお手元に配付の通りであります。

会議録署名議員の指名

議長（飯田宣夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第81条の規定により、議長において指名いたします。8番、内田勝行議員、9番、関邦夫議員を指名いたします。

会期の決定

議長（飯田宣夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日1日限りとしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（飯田宣夫君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

議案第99号から議案第101号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（飯田宣夫君） 日程第3、議案第99号 平成21年度伊豆市一般会計補正予算（第6回）から日程第5、議案第101号 市有財産の処分については関連していますので、一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） 皆さん、おはようございます。

私も先般自分のラジオ放送の収録を聞きまして、いかに自分が早口かということですね、痛切に感じさせられました。以前にましてゆっくり鮮明に申し上げますので、よろしく願いいたします。

議案第99号から議案第101号までの3議案は関連いたしますので、一括して提案理由を申し上げます。

議案第99号の伊豆市一般会計補正予算（第6回）は、新型インフルエンザ対策としてワクチン接種費用助成、市有財産の処分及び道路用地取得に関するもので、3,149万円余を追加する内容となっております。

議案第100号の伊豆市公共用地取得事業特別会計補正予算（第2回）は、議案第101号の市有財産の処分に関するもので、1,391万円を追加する内容となっております。

議案第101号の市有財産の処分については、市道柏久保坂下2号線に歩道を設置することに伴う財産処分の契約に関する事項で、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決をいただきたく提案するものでございます。

詳細はそれぞれ担当する部長から説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（飯田宣夫君） これをもって提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して補足説明の申し出がありますので、これを許します。

初めに、総務部長。

次に、健康福祉部長。

次に、建設部長。

初めに、総務部長。

〔総務部長 平田秀人君登壇〕

総務部長（平田秀人君） それでは3議案について、私のほうから補足説明をいたします。

まず、今回臨時会ということで、御審議いただくことになったわけですが、市有財産の処分に関しまして、駅の南側の歩道用地、この取得に係ります交渉が今回整いましたので、この整備を急ぎたい。来年度の総合高校、これらの通学路等にもなりますので、これを買収してこの歩道整備を急ぎたいというようなことから、今回、臨時会でお願いするということになりました。

あわせて緊急的にインフルエンザ対策ということで、予防接種に係ります助成事業、これらも、緊急的な要件として生じてまいりましたので、あわせて、この予防接種助成事業に係ります補正予算をお願いするものがございます。

用地取得に関して道路用地取得で1件追加ですね、あわせて、上げてあるものもございません。

これらについては後ほど御説明をいたします。

まず関係でございますけれども、議案の参考資料の1番後ろ側にございます、市有財産の位置図関係をごらんいただきたいと思います。

まず19ページの位置図でございます。駅の右側に農協の駐車場、それから杉村さんに囲まれた、元鴻野写真館の跡地の用地がございます。この全面を歩道用地として取得するということございまして、次の20ページの資料のほうを見ていただきたいと思います。

道路側に接する歩道用地の買収を予定しておるわけでございますが、杉村宅と農協の駐車場の間のとダッシュのこの土地でございます。これが市有地の柏久保の635の1、130平米ということで、これを道路の代替用地並びに残地について杉村氏に譲渡しようというものでございます。

この柏久保のこの用地、これについては、公共用地の取得事業会計のほうで、いわゆる修善寺駅周辺整備事業ということで保有しております。そういうことで、公共用地特会から一般会計にこれを譲渡しまして、一般会計でこの土地を処分するという形でございます。

予算書のほうにまた戻っていただきまして、まず、1ページでございます。議案第99号一般会計の補正予算（第6回）でございます。

歳入歳出予算総額に3,149万4,000円を増額しまして、総額を151億6,058万6,000円とするものでございます。

2ページ、3ページをごらんいただきたいと思います。

2ページのまず、歳出の方でございますが、衛生費それから土木費、これについて、衛生費について1,633万4,000円を増額補正、土木費について1,516万円を増額補正をさせていただくものでございます。

歳入で、県支出金1,225万円の増額につきましては、衛生費のインフルエンザ接種にかかわる補助金でございます。

財産収入1,294万円につきましては、財産の売り払い収入による増でございます。

繰越金としまして630万4,000円でございます。

6ページ、7ページ、事項別明細の歳出をごらんいただきたいと思います。

ここで衛生費の予防費ということで、新型インフルエンザ予防接種助成費として1,633万4,000円ということございまして、これは後ほど詳細に説明を申し上げますが、新型インフルエンザワクチンの優先接種対象者、これらに対する生活保護世帯、それから住民税非課税世帯、これらの者に対して助成をするということで、これについては国県の補助金を受けた中で行うという形の補正でございます。

それから、土木費の修善寺駅周辺交通環境整備事業1,516万円でございます。土地購入費としてでございますが、これは2件分でございます。

先ほど話をさせていただきました、公共用地特別会計で保有しております、柏久保坂下の130平米の土地1件、これを1,391万円で取得。それからもう1件は、旧修善寺の中央ビルの

跡地、これが11平米でございます。これが125万円ということで、これは市道とそれから県道、この角地部分を道路拡幅のために求めたいということで、追加補正をさせていただいておるところでございます。

続いて、議案の第100号でございます。これは、公共用地取得事業特別会計補正予算ということで、先ほどの柏久保用地1件、これについての処分をいたします。これを一般会計のほうに売りまして、それから、それを積立金として基金の中に入れるという予算でございます。

それから議案の101号ということで、市有財産の処分ということで、これもこの柏久保坂下631番地の1の130.34平米の土地を、1,294万937円で杉村信幸氏に譲渡するというものについて議会の議決を求めるものでございます。

詳細について、それぞれ担当部長のほうから説明をいたします。

議長（飯田宣夫君） 健康福祉部長。

〔健康福祉部長 鈴木俊博君登壇〕

健康福祉部長（鈴木俊博君） 皆様のお手元にですね、けさ資料をお配りさしていただいております。これに基づきまして、この新型インフルエンザワクチン接種費用助成事業の内容につきまして、御説明をさせていただきます。よろしく申し上げます。

まず趣旨でございますが、既に報道等もされてございますが、改めての説明になりますが、一つ目が新型インフルエンザの特徴でございます。これは感染力は強いと。そして、しかしですね、感染者は軽症のまま回復しているという状況がございます。それとですね、二つ目には、抗インフルエンザウイルス薬の治療が有効であるということととらえております。しかしながら、その基礎疾患を有する方等において、重症化する可能性が高いとも見てございます。そういうことのためから、これら特徴も踏まえてですね、政府は基本的な対処方針、これを定めてございます。そして、この目標といたしまして、一つ目には、国民生活や経済への影響を最小限に抑えつつ、感染拡大を防ぐということと、二つ目には、基礎疾患を有する者たち等を守るということとしております。

この対策といたしましては、この新型インフルエンザの予防接種を円滑に行うという中で、死亡者や重症者の発生をできる限り減らすと。このためには、必要な医療を確保するというこの中で、ワクチンを優先的に接種する対象者のうちですね、所得の少ない世帯に係る接種費用の負担金軽減を図ろうという方針を出してございます。これがために、この補正予算をお願いしたということでございます。

そして、くどいようでございますが、新型インフルエンザワクチン接種の概要ということでございます。

まずは、接種の目的につきましては、さきに述べさしてまいりましたとおり、死亡者や重傷者の発生をできる限り減らすということと、もう一つは、患者が集中発生することによる医療機関の混乱を極力防ぎ、必要な医療体制を確保するということをしてございます。

そして、この中で市の役割でございます。ワクチン接種を行う行政機関、受託医療機関と言っておりますけれども、これを確保するということと、二つ目には、市民に対して、接種の時期や、この医療機関等を周知する。そして、優先接種対象者のワクチン接種に係る費用について、国または県による財政支援のもとに、必要に応じ低所得者、先ほど総務部長が説明しましたが、生活保護の世帯、それから、市民税非課税世帯の方が接種を受ける場合に、軽減措置を講ずるということになってございます。この部分で補正をお願いするということでございます。

そして、今お話しさせていただきました優先接種対象者とはということでございますが、確保できるワクチンの量に限りがあると、現段階の情報では7,700万人ぐらいが国内それから海外のものであるということの状況でございます。そして、このワクチンにつきましては、先ほど来御説明してございますとおり、死亡者や重傷者の発生をできる限り減らすということ等でございます。当然ながら、このワクチンの供給のスケジュール、これも報道等でされてございますけれども、これに従いまして、接種を希望する対象者に順次接種していくということで、その方たちはというのが、一つ目には、インフルエンザ患者の診療に直接従事する医療従事者から始まりまして、最後には小学校高学年、中学生、高校生に相当する年齢のもの及び65歳以上の高齢者、これまでが優先接種対象者ということにしております。

そして、この接種につきましては、ワクチンが順次配給される中で、この10月の中旬ごろから、医療従事者始まりまして、最後の中学生、高校生、高齢者に至るこの時点では1月の上旬ごろからというふうな順次のスケジュールが定められてございます。

それから3ページ目になりますけれども、これに係る費用でございます。同じ医療機関で、接種をする場合の、これは全国一律でございます。1回目が3,600円、それから2回目が2,550円ということで合計6,150円。それから、1回目と2回目が異なる場合がございますが、同額の3,600円ということで7,200円ということの全国一律の金額になってございます。

この補正でお願いいたします助成の内容でございますが、助成の対象者でございます。接種を受ける、先ほど御説明させていただきました、優先接種の対象者のうちの生活保護及び市民税非課税世帯の方に対して助成を行おうと。この助成の額でございますが、接種費用の全額ということです。

費用のお話をさしていただきましたが、今のところ2回ということの中では、同じ医療機関では6,150円、それから医療機関を違えた場合には7,200円または、1回目だけ打つという方は3,600円、この全額を助成するということでございます。

手続につきましては、この期間でございます。はっきりまだ定まってございませんけれども、国が定める接種及び補助の期間ということになります。

申請の書類等でございますけれども、市のほうに申請書、それから非課税である証明を求めるための同意書、これらをお願いしたいと。

助成の方法でございますが、基本的には、お医者さんに接種を受ける場合、普通ですと、

ここで接種費用を払うわけでございますけれども、これは払わないで、逆に医療機関のほうから市のほうに請求をいただくというのが原則になってございます。ただし、そうは原則がございまして、なかなかできない。これは、一旦お支払いはしていただきまして、それに対して市が償還して、お支払いをするということで考えてございます。この補正で予算をお願いしてございますけれども、1,633万4,000円の歳出でございます。この財源が国が2分の1、それから県が4分の1ということで、1,225万円です。これは、間接補助ということで、県の補助金で予算を組まさせていただきます。当然ながら、市の一般財源として4分の1の408万4,000円を計上させていただきます。この助成の対象者の見込みでございますけれども、妊婦から高齢者に至るまで、先ほど言いました、生活保護それから低所得者、市民税が非課税というものを3,320人と見込んでございます。

これは、すべての方が接種された場合でございます。きっとそんなことはないのかなという見込みでは、8割ほど、80%の方が接種するのかなという見込みで、1,633万4,000円を計上させていただきます。

なお、参考にはっきりしたデータは使えませんが、この3ページの6の(2)で表示してございますが、括弧書きの部分が今のところ市でこの優先接種対象者と見込んでいる数でございます。18,811名。その内の助成を受ける方が、その低所得者ということで3,320円。かつ予算ではこの8割ということの計上をさせていただいているということでございます。この取り組みに対しますタイムテーブルでございますが、本日が、この臨時会への補正予算をお願いしてございます。そのあと、可決いただきますれば、当然ながら、この助成の事業、それから、政府広報等もされて、この接種のスケジュール等のももされてございますが、それらも含めて、なるべく早くに、市民の皆さんにお知らせしていくと。それにつきましては、当然接種できる医療機関等の御紹介もあわせてさせていただきたいということで考えてございます。

説明は以上で終わらせていただきます。

議長（飯田宣夫君） 次に建設部長。

〔建設部長 小川正實君登壇〕

建設部長（小川正實君） それでは議案第101号の市有財産の処分の方法につきまして補足説明をいたします。本件には議案第99号、それから100号と関連しておりまして、先ほど総務部長より説明がございましたが、改めまして、市有地の処分について経過等を交えて補足説明をさせていただきます。

平成22年4月、伊豆総合高校が修善寺工業高校にかわりまして開校することになりますが、生徒の大幅な増加が見込まれております。通学路となる伊豆の国農協駅前支店の前の市道でございますけれども、ここに歩道を設置し、生徒の通学の安全を確保しようと、当初予算におきまして、歩道用地購入費、それから物件補償費を計上させていただき進めてまいりました。

しかしながら、歩道用地の代替地として提供する市有地とその残地、つまり元鴻野写真館の跡地でございますけれども、これを隣接者であることから、歩道用地提供者に譲渡することといたしました。

提供する市有地が鴻野写真館の跡地でございますけれども、公共用地取得特別会計にございますので、手順といたしましては、一旦一般会計が特別会計より買い戻した上で、さらに歩道用地提供者に売り払うというものでございます。

それでは、もう一度20ページの図面を見ながら少し説明させていただきます。この件につきましては、平成18年当時から柏久保635の2にお住まいの杉村信幸氏に歩道用地となる当該土地の、 となりますけれども、黄色の部分でございます、どうか譲っていただけないかということをお願いしてまいりました。しかしながら、住宅用地が手狭になるばかりか、屋敷の全面を約1.8メートル程度削られてしまうということは余りにもひどいということで、どうしても同意ができないと強く断り続けられてまいりました。

このたびは、手狭となることから、隣接地となる市有地柏久保635の1´と標記してございますけれども、この緑色の部分に収用部分に対する面積を確保することといたしました。その結果、発生します ということになりますけれども、この残地の赤色でございますけれども、同時に杉村氏が引き取るということで、ようやく歩道用地の譲渡に応じていただけることとなりました。

しかしながら、それぞれの単価でございますけれども、収用する歩道用地 につきましては、平成18年当時より平米当たり12万2,000円で価格を提示し、交渉してきた経緯がございます。そういうことから、その価格につきましては、その12万2,000円のままということでございます。

また、売り渡す市有地635の1、つまり1と1´赤と緑色の部分でございますけれども、これは鴻野写真館があったところでございます。この土地全面につきましては、市のほうで歩道用地として利用します。また、北側は伊豆箱根鉄道の鉄道敷に隣接していることと、さらに残地となる赤色の部分でございます ということとございまして、面積として103.49平方メートルになりますけれども、間口の大変狭い土地となりまして、隣接者以外は効率的な利用が図られないことから、平成20年度における固定資産税の評価替えのための不動産鑑定価格をもとに決定することといたしました。

そのため、収用する歩道用地と譲渡する市有地の価格差が、今回は、条例で規定される土地の交換ではなく市有地の譲渡ではございます。しかしながら、歩道用地に対して隣接地を同時に提供することから、交換という意味もあるのではないかとということで、高いほうの価格の6分の1を差額がですね、高いほうの価格の6分の1を超えるということから、地方自治法第96条第1項6号の適正な対価によらないで譲渡し、抵触するおそれがないということで、議会に対しまして、詳細な説明をするとともに、御承認をいただきたく上程するものでございます。

以上でございます。

議長（飯田宣夫君） 以上で補足説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

12番、森良雄議員。

〔12番 森 良雄君登壇〕

12番（森 良雄君） 12番、森良雄です。

議案第99号 平成21年度伊豆市一般会計補正予算及び100号、101号について関連しているのでお伺いしたい。

まず、新型インフルエンザなんですけども、この説明書が非常に詳細にわたっておるので大体検討はつくんですけども、説明の内容が非課税世帯、生活保護世帯というところが重点化されておりますんですけども、例えば一般市民で、例えば私が新型インフルエンザの予防接種を受けたいと言った場合は、受けられるのかどうなのか。その対象に入っているのか、それとも全然だめなのか。その辺をもうちょっと詳しくお伺いしたい。

次に、土地のいわゆる交換ですか、こちらのほうは、私はいつも建設部に対してはもっと説明書をちゃんとつくるようによく言っとるんですけどもね、相変わらず、この説明書じゃさっぱりわからない。

きょうのお話でね、杉村さんと、この柏久保635の1を交換したいということで、差額が大きいからということで、議会に諮ったんだとおっしゃっているわけですけどね。ただ特会のほうの金額が、土地購入費が1,516万円ですよ7ページでいきますとね。それでここでわかるのは、20ページの図面でいくと杉村氏との交換部分は、売りと買いの差が大きいからということでお話があったから、これはそうなんでしょうけれど、それでは農協側とのほうは、今回は関係ないのかどうなのか。

杉村さんだけだと交換分は266万5,000円ぐらいにしかないんでしょう。そうすると、農協側との価格はどうなっているのか。

それから中央書店は、説明では、県道と市道の角地をというふうに説明あったわけだけど、それでは角地をどのように購入するのかね。11平米、図面も何もさっぱりわからないですね、幾らで購入するのかもわからない。非常に説明が不十分ではないのか。

それから追加ですけど、柏久保635の1はいつ頃、幾らで購入したのか。それもお伺いしたいです。農協側の面積も書いてない。

まとめますと、635の1については、いつどこから幾らで購入したのか。それから、農協側の面積は、当然今回のこの補正予算に入っているんでしょう、購入も。面積は幾らなのか。価格は幾らなのか。それから、中央書店側はどのような形状をお買いになるのか。

それからもう一つ、これは高校が工業高校から総合高校になるということで、歩道が必要だということですから、当然、県の政策によって必要になるじゃないかと思うんですけど、

簡単に申し上げますと、この鴻野写真館の跡地がですね、公共用地取得特別会計の中にある土地でございますので、まず最初に、先ほど申し上げましたけれども、一般会計で帳簿価額で買い上げます。しかしながら、杉村さんに譲渡するにつきましては、帳簿価格というわけにはいきませんので、それで平成20年度における固定資産の評価替えのときの不動産鑑定価格、これをもとに算出いたしました。ですから、そこに1,294万円と1,391万円の違いが出てございます。

それからですね、県のほうの助成はということですが、これは、市の単独事業で、伊豆総合高校の生徒のためにも安全を確保したいということで進めてまいりましたので、県の補助金はございません。

以上でございます。

議長（飯田宣夫君） 質疑は、よろしいですか。

森議員。

12番（森 良雄君） そうすると、先ず農協側については当初予算ということは22年度予算でやるということですか。21年度でもう出ているということですね。そこまで用意してこなかったもので、幾らで交換するというか、購入するのか教えてください。

一回目はそれだけだ。

議長（飯田宣夫君） 建設部長。

建設部長（小川正寛君） 幾らかと言うことですが、単価でよろしいでしょうか。面積はちょっと記憶がなかったものですから、単価は12万2,000円で同じです。杉村さんからお譲りいただく価格と同じでございます。

議長（飯田宣夫君） 森議員。

12番（森 良雄君） それでは、資料のないところで質問しててもしょうがないから、お伺いに行きますので、農協側の面積とか価格、ぜひ教えてください。

それから、杉村さんところのこの12万2,000円の算出根拠ね、これ以上質問をしませんけれども、交換をしてもらわざるを得ないんでしょうから、算出の根拠を。もし評価額が現在幾らだからこうなったんだっていうような、いいですよ、割り増しがついてもいいですから、教えてください。

それから、この赤いマークの付いた1と1'がありますが、1のほうは当然農協のほうに交換する予定地なんだと思いますけれども、

〔発言する人あり〕

12番（森 良雄君） 杉村さんのほうにいつちゃうの、これ。そうすると、杉村さんは約130.34平米が杉村さんのところへいくということなんですか、これ。

〔発言する人あり〕

12番（森 良雄君） そうすると、ちょっと待ってください。130掛ける9万9,000円、そういうことになるわけですね。いいですか。そうすると、1'と3はほぼ同じ価格ですね。

そうすると、1の部分については杉村さんが購入するということになるんですか。それだけ確認します。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

建設部長。

建設部長（小川正實君） 単価の算出根拠はということでございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、18年度秋から交渉をしましてまいりました数字で、正確にはちょっとわからない部分もありますけれども、この単価につきましては、この駅前ですね、武士ビルさんあたりの不動産鑑定価格に準じて算出した金額だと聞いております。

ですから、私の感覚でもですね、多少こちらに入った場合に、ちょっと値段が高いかなという気はしてございますけれども、何しろ杉村さんですね、突然行って屋敷の全面を売ってくれという話だったものですから、そういう価格で交渉して来たというふうに聞いております。

この土地の処分なんですけれども、これは先ほどちょっと交換ということで説明をさせていただきましたけれども、この話はですね、を市が買い取りまして、1、1′、つまり635の1を杉村さんに譲渡すると別々の契約でございます。

ただ、考え方として、交換ということは成り立つんではないかということでございます。契約は別々です。、′は・・・。

〔発言する人あり〕

建設部長（小川正實君） 、′は杉村信幸さんに譲渡するわけです。そして、売り渡すわけです。そして、は歩道用地として買収するわけです。

議長（飯田宣夫君） 森議員、一応3回ということで。

〔「3回目だからって言ったって、この説明書には中央書店のなんか何も入っていないんだよ。その中で我々が判断しなければならないんですよ。きょう初めてだよ中央書店の土地が入っているなんて。それが、この歳入と歳出と特会のあれで入っちゃってるわけでしょう。前々説明がなされていない。私は九九で計算しなければならない。ちゃんと説明してくれなければだめだよ」と言う人あり〕

議長（飯田宣夫君） もう一度、答弁願います。

建設部長。

建設部長（小川正實君） 中央ビルの買受面積でございますけれども、先ほど申し上げました11.3平方メートルでございます。場所につきましては、県道から柏久保のほうに入る道に沿いまして、約1.5メートル程度の幅で11.3平方メートルを買収するというところでございます。

議長（飯田宣夫君） そのほか、質疑ありますか。

1番、鈴木議員。

〔1番 鈴木初司君登壇〕

1番（鈴木初司君） 第5回臨時会の議案99号について質問いたします。

100号と101号の財産の譲渡、売り払い、それ借款入れということの中で、先ほどから交換の要素もあるからという答弁が何回か部長の方から出ておるし、その辺ですけど、あくまでも、売買であるんで、2を買って1'を売るということは別々の契約行為であるから、何もこの私が言う条例第3条、伊豆市ですけど、地方自治法96条第1項第8号の規定により、議会の議決に付さなければならない財産の取得処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買い入れ、若しくは売り払い、かつ1件5,000平米以上のものというところが一緒のものに限った場合に議会に諮っていただきたく思っています。

これは、先ほどから申されている、その可能性はある、可能性は関係ないんで、あくまでも税務署へ行かれれば、売買は売買であって、購入は購入この契約行為が交換であるならばかけていただきたいんですけど、一々きょうこの案件いただくことになると、すべての案件がこの議会を通さなければならないというおかしなことになるので、この案件は、条例、この案件はこの議会にかけるべき案件ではないと私は思うんですけど、その辺のお話を教えていただきたいと。というのは、これやるといろいろなことに関係してくるんで、私はあえてその辺を申し上げておきます。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 私のほうから申し上げます。

96条第1項第1号6項の規定はですね、適正な対価なくして譲渡してはならない。そこで、この本件は、本来でしたら当然その駅前の一等地ですから公売しなければならないわけです。そうすると、ある予定価格、これは計算によって決まる、で公売すれば、それ以上で売れる可能性があるわけです。それをあえてせずに、特定の人に、特定の金額で売るわけですね。

今回相当、これは市役所の中でも検討いたしました。その価格が適正でないわけではないんで、かける必要はないという意見が大分ありました。ただ、論理的に公売すれば、この場所であればもっと高く売れる可能性がある。つまり、将来の利益が生じる可能性がある。それを高校生の安全な通学路という公共事業と図った場合に、公共事業のほうを優先したいということで、弁護士の先生とも相談した上で、弁護士のほうからですね、これはぜひ議会にかけなさいということで、私は、ぜひかけさせていただきたいということで弁護士さんに相談した上でですね、96条の適用に至ったわけでございます。

議長（飯田宣夫君） 鈴木議員。

1番（鈴木初司君） ここで弁護士云々は関係ないんで、法上の話をしているわけなんで、それはそれでわかりますけれども、あくまでも、不動産鑑定で出された金額があるわけですから、9万9,286円ということの中で、隣の人と前を譲っていただく方という形の中で、もう話がわかっていて、確かに公売云々という問題があるかもしれないですけども、これについては、公が認めるところであるんであって。

例えば、こういう案件がですね、次から次へ出てきたというところにあえてそれをすべてですね、議会にかけるといのは、私はいかがなものかと思って。あくまでもかけなくても、ここまでやると非常に行政のほうが、仕事も遅滞するというかおくらしているという関係があるものですから。

あくまでも2,000万円と5,000平米というのはそちらでやられて、私はいいと思います。ですが、今回のこれをやるとなると、次からこういう案件、少しでもそういう形のもが出てきた場合、すべてかけてくるということになるんで、その辺は、私はいかがなものかと思うんですけど、やらなくても。次はどうなんですか。ではこれを今回やって、やったがために次から皆やるといったら、すべてのことをかけてこれちゃったら、行政の仕事として遅滞するということが起こると。

法律上、もしそれで弁護士先生が言って、それで何か言って、裁判をやる人がいたって、絶対負けるわけないんで、僕はそう思います。不動産やっているから。不動産業をやっているからそう言うんで、だからこういうものに対しては、処理をなるべく遅滞なく行政のほうでしていただいていいと思いますけど。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 我々としての行政コストは確かに大きいですし、議会の皆さんにお集まりいただくわけなんですけど、既に伊豆市はですね、行政訴訟のコストをたくさん抱えているわけです。これは、外から見える以上に、大変に大きな行政コストになっています。

それで、今回もできるんですが、しかし、公売にするのが原則であって、そこには将来もっと利益が上がる可能性がある。だから、私は黒だと言っているのではないんですね。ただ、そういった将来の可能性が有ることに対して、主権の行使である議会にお諮りをし、これは実は全国でもいろんな例がありましてですね、行政でできるところも、しかし、グレーのところ、当然法律ですから、そこは議会が伊豆市の立法機関、議事機関ですので、議会にお諮りすることは、やるべきだということで、今回は判断をしてお諮りしているわけです。

議長（飯田宣夫君） その他、はい。

20番、木村議員。

〔20番 木村建一君登壇〕

20番（木村建一君） 木村でございます。

今の関連でちょっとお尋ねしますけども、市長のいわゆる権限のもとで、どんどん行政を進めていく。それと、議会がそこに対していい意味できちっとチェックをしていくという、その兼ね合いをどこに求めていくのかということだと思っておりますけども、その意味で、最初に一つ目をお尋ねしたいのは、今市長も言われ、それから、詳細説明の中で担当部長も説明されてた中で、適正な対価なくしてっていうことなんですね。

ちょっと高いほうの6分の1を超えているからなんかという話もされてましたけども、市

長が言われるように、法律というのはしっかりと線引きというのはきちっとやってないですね。常にこうオーバーラップするところがあるということ、重々私も知っているんですけども。そうすると、今回かけたのは議会にお諮りした、その適正な対価なくしてというのをどういう判断をされて、当然施行令等々いろいろあった中で、こういうふうにかける必要があるということになったと思うんですけども、その基準を明確にしておきませんと、今先ほど鈴木議員が言われた、なんでもかけなくちゃならないのかということになってしまいうんで、その辺の基準はどこに置いたのかということをお尋ねしたい。

二つ目に、いわゆる主たる、今回のいわゆる歩道をつけたいよというのは総合高校、いわゆる県の政策によってやられたということですよ。そうしますと、どうしてもちょっと考えるのは、当然、高校生がいわゆる伊豆市が管理している歩道等々、道等々を使って通学する。そういう意味では、伊豆市にもきちっとやっぱり安全を確保する責任というのは当然あると思うんですね。

なるですが、政策的に伊豆総合高校をこちらに持ってきたってのは県の政策で、その県の政策によって通学する生徒が多くなる。その結果として、伊豆市として対応しようじゃないかということで、そういうような前向きな検討だと私思うんですけども、県がそれに対してですね、やっぱり、作るけども後はあなた方でやりなさいよというようなことは、どういうふうにお考えだったのかなということは当然考えるんですね。

そうすると、県がそれなりの高校通学費を確保するという意味で、何らかの方策をやられる条例があるかどうか私わかりませんが、政治的な判断も含めてやられたのかな。当然私は、県の政策でこのような政策をいい意味で、市が打ち出したことに対してのおおよそってのは当然私もあってしかるべきなのかなと思うんですけども、その辺は県との協議はなされたのかどうか、二つお尋ねします。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

建設部長。

建設部長（小川正實君） それでは、私のほうから議会のほうにかける基準ということをお申し上げましたので、そのことについてご説明いたします。

先ほども申し上げましたとおり、と杉村さんから譲り受ける歩道部分の用地を杉村さん自身が手狭になることから、ちょっとその隣にも用地を設けてくれないかということがございました。ただ、これが予算措置上ですね、我々は、当初予算で歩道用地を取得することを予算措置をしてございましたので、両方とも売ると買うという二つの契約になってしまいました。ですけれども、実態は先ほど申し上げました、その交換の意味もあるんじゃないかということで、議会にかけさせていただくことになったわけでございますけども、この根拠といたしましては、『伊豆市財産の交換、譲与、無償貸与に対応等に関する条例』でございます。この第2条にですね、『普通財産は次の各号のいずれかに該当するときは、これを同一の種類財産と交換することができる』というふうに明記してございます。ただし書きと

いたしまして、『双方の価格の差額がその高価なものほうの6分の1を超えた場合はこの限りではない』というふうになっております。これをもとに、議会の方へかけさせていただきました。

それから、自治法のほうではですね、96条第1項の6号でございますけれども、『条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払の手段として使用し、または適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。』この場合には、議会の議決をいただきなさいということになっておりますので、私どもといたしましては、交換という考え方もあるんじゃないかということで上程させていただきました。

以上です。

議長（飯田宣夫君） その考え方っていうか、県とのかかわりの話を。

市長。

市長（菊地 豊君） すいません。ちょっと執行部のほうが混乱をされていて恐縮ですが、これは交換ではありませんので、そこは事務方からの説明として少し御理解をいただきたいと思います。法律の適用の問題ですので、96条の適用はあくまでも適正な対価なくして譲渡してはならない。これの適用だと私どもは言っているわけですね。したがって、これは本来であれば、例えば、公売、公募にかけて最低の予定価格を決めてそれ以上であれば売ることができるわけですね。

ですから、通常やり方ですと我々がどこかに随意契約で売る場合には、1回か2回か公売をしてですね応募がない場合ということが一般的なやり方なんですけど、この場所の場合には、1回公売に掛けると買われてしまう場合があるわけですね。そうすると、これは杉村さんのほうから、「とにかく公共事業だから協力はするけれども、その条件は、この隣接地を売ってくれ。」ということが条件だということなんです。

したがって、その条件を随意契約で特定の方に売るとということと、公共事業を比較した場合に、公共事業のほうは、今回の場合には市民の利益にかなうだろうという判断した。したがってこれは今の価格がいわゆる最低価格、将来なるであろう価格が適正でないということではなくて、そこに将来生ずる利益がほぼ確実に予想できるということで96条の適用をさしていただいたわけでございます。

これが私の考え方であって、先ほどの交換とも言えるというところはですね、事務方の説明としてですね、御理解を聞き置いていただければと思います。

県との関係ですが、確かにその県立高校なんですけど、私はですね、この表現は適切ではないかもしれないけれども、二つの高校をどちらかに合わせるときに、修善寺にもってきていただいたわけで、これからさらに県にですね、道路をつくってくれというのは、市道ですから、やはりここは踏ん張って、市の責任でですね、高校生を迎えるということで、ぜひ市の事業としてですね、我々のその高校生に対する思いを見せていただきたく、そして、これはまちづくりと相まって、1人でも多くの高校生、市外の高校生を伊豆のファンにするという

第一歩だと御理解をいただければ幸いに存じます。

議長（飯田宣夫君） 再質疑はありますか。

木村議員。

20番（木村建一君） 今の件について最初に聞き忘れた、今、市長が申されました今回議会にかけた根拠はある程度わかりました。そうしますと、一つちょっとクエスチョンが出てくるんですが、そうすると中央ビルの件はこの中に入っているんですよね、ですよね。なぜ中央ビルがこの中に入ったのか、ちょっとわからないんですよ。別だったらわかるんですよ。今言っているいろいろな適正な価格云々ということで、公売が基本だと言って、やってきたんというだけども、この中央ビルの11.3平米というのは、なぜこの中に入れたんですか。その辺の説明をお願いします。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

総務部長。

総務部長（平田秀人君） 契約に関する件は、あくまでこの杉村さんとの、先ほど言いました635の1の地番の売買の件でございます。

中央ビルとの関係は、これは全くですね、今年度土地購入費として合算してあげるもので、別物で入っておりません。この、まず契約についてはですね、1本一筆の契約でございまして、中央ビルのほうは用地取得という形で、土地購入という形で、1,516万円の金額には入っています。よろしいでしょうか。

議長（飯田宣夫君） その他、質疑はございませんか。

6番、西島議員。

〔6番 西島信也君登壇〕

6番（西島信也君） 6番、西島信也です。

私、2点お伺いいたしたいと思います。

この契約の関係ですけれども、この地方自治法96条1項第5号においてはですね、条例で各自治体議決すべき金額のものを決めるというふうになったわけですね。伊豆市におきましては、鈴木議員も質問で言いましたが、伊豆市におきましては、不動産の場合は2,000万円以上の価格の不動産の取得あるいは処分、なおかつ土地の場合は5,000平方メートル以上のものところなってるわけですね。

それで鈴木議員が質問したわけですけれども、市長の答弁ですと、本来これは公売しなければならないと。だから、要するにこの今の提案してきた価格は適正ではないと、適正価格ではないとこう言ってるわけですね。

これは、私はちょっとおかしい話じゃないかなと思うんですけれども。適正な価格か適正な価格でないかということは、必ずしも公売するかしないかで決まるわけではないと思うんですよ。だれもが納得できる理由があれば、必ずしも公売、入札にかけなくても、それは適正な価格になるわけです。ですから、市長の言っているこの1条6号の適正な価格じゃな

いなんてそう言うのは、私はうんとおかしいと思うんですね。

一点質問するわけですが、それではですねこれからですね、入札、公売にかけないやつはすべて議会の議決を得るのかどうなのか。市長がそうおっしゃてるならばね、そうするのかどうなのか、この場合だけなのか、この議案だけなのか。それとも、すべて適切な公売にかけない場合は、議会にかけるといふことを1点お伺いしたいです。

二つ目。二つ目の質問ですが、中央ビルのところの土地の取得というのはこれに入って、この議案を見ただけじゃよくわからないわけですが、そういうことなんですよけれども、これにつきまして説明がですね、甚だ不十分なわけですよ。大体中央ビルのどこの地点を何のために取得するのかということが全然説明がないもんですから、私言ったんですよ。議事を休憩していただいて、図面なりそういう資料ですね、出していただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

2点お伺いします。

議長（飯田宣夫君） 先に答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 基準につきましては、全てこのようなケースの場合に議会にお諮りするということは考えておりません。基準はどこかということですが、それはケースバイケースだと思っております。今回は、高校生の通学路のという、我々が考えている次世代の育成という大きな公共事業が、できるかできないかという中で判断したものでございますので、余りですね、きっちりした基準というのは設けられないような気がします。

我々は正しいと思っていた不良債権処理が訴訟になってしまって、なかなかその他事業が動かないような状況に今直面している中で、どこが危なくてどこが危くないのか正直言ってわかりません。

ですから、市長の判断で、これは重要な公共事業あるいは重要な政策であると。真っ白であれば別に問題はないですけども、やや疑義があるときにはですね、やはり、市長と並ぶ主権の機関である民主主義の主権の行使一環である議会にお諮りするというのは、私は伊豆市の民主主義として、正しい選択ではないかと判断をして今回お願いしているわけです。

中央ビルについてはちょっと・・・。

議長（飯田宣夫君） それでは、ここで暫時休憩をします。

休憩 午前10時36分

再開 午前10時43分

議長（飯田宣夫君） それでは、休憩を閉じ会議を開きます。

それでは先ほどの説明を市長のほうからお願いします。

市長。

市長（菊地 豊君） 中央ビルの土地の件に関しまして、ちょっと説明が不鮮明なところありまして失礼いたしました。今、函面をお配りいたしましたけれども、これは御承知のとおり、中央ビルの跡地をですね、三島の不動産業者が買い取りまして、今整地をしているところでございます。

それで、その奥に抜ける、これちょっと茶色の道路後退部分というところは、新たに地主から寄附をいただいて拡幅したところでございます。それで、皆さん御承知のとおり、ここは中伊豆方向から入りますときに、一つ信号前で右折する方が多いんですね非常に。あそこに行けば二つ信号があることを皆さん知っているもんですから、あそこに抜けたがる。ところが今度は、ラーメン屋の通りからですね、出る車があると、下手をするとあそこでバッティングしたままですね、ふさいでしまうというようなことが非常に散見されるような状況でございます。

そこで今回ですね、新たな地主さんとの話の上で、ここを1.5メートル程度切らせていただければ、その進入がスムーズにいくということで、今交渉させていただいているところでございます。今11.3平米で話をしておりますけれども、まだ予算づけていただいた後の交渉になりますので、多少ずれが生じる可能性がございますけれども、これをめどにですね、予算づけをさせて、本交渉に入らせたいということでございます。

議長（飯田宣夫君） はい、西島議員。

6番（西島信也君） それでは再質疑をいたします。

ただ今、函面と絵が出てきたわけけれども、これを見れば皆さんよくわかるわけですよ。何でもこういうのを早く出してこなかったかということですよ。もっと議会の始まる前に、郵送でもなんでもいいじゃないですか。早く出せば、行って、どんなとこか私も見てみようなんていう人もいるかもしれない。こういう資料は、なるべく速やかに出してもらいたい。

せっかくこんな資料があるのに、自分たちだけ持ってたっしょうがないじゃないですか。ぜひお願いしたいと思っておりますけれども、まずこの点について、こういう資料は、速やかに出してもらえるのかどうなのか、これは市長にお伺いします。

それで、先ほどの契約の件ですけど、伊豆市の条例にですね、『伊豆市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例』ってあるわけですね、例規集にあります。この趣旨はどういうことかといいますと、読んでみますよ。『第1条 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分の範囲に関しては、この条例の定めるところによる。』ということが趣旨に書いてあるわけですよ。この条例によって、議会にこの財産の処分あるいは取得につきまして、そういう基準を決めてあるとこういうことですね。

先ほど市長の答弁ですと、何か訴訟になりそうなものは議会にかけるとこういうふうにおっしゃいましたけど、じゃあこれは、一応この条例は無視して、この条例は棚に上げといて、訴訟になるとか文句が出そうなやつというのは、市長あれですか、議会にかけるとこういうことですか。これでは、あまりに市長弱気すぎるんじゃないですか。

ちゃんと条例に書いてあるから、条例に書いてあるからこのとおりにすると言えればいいじゃないですか。出す議案がさっき不透明とかなんとかおっしゃいましたが、自分がそう思っているから議会にかけようとしているのではないですか。

やっぱりね、法律、条例、規則はぜひ守ってもらいたいと思うんですよね。そんなね、訴訟を起こされそうだから議会にかけて、あらかじめ議員の賛成をとっておくというのは、それはおかしいと私は思いますけれども、どうですか。先ほどの資料の件と今の件、市長、御答弁をお願いします。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 一つ目の資料の件のほうは、この図は、建設部長はですね、確定している絵ではないので躊躇したようですが、予算の性格上、それから我々の事務執行の根拠ですから、そういった時点では十分な情報資料を事前にお示しできるように、これから指導してまいります。

それから2点目の件ですが、別に自信がないからとか何とかではなくて、法律にあるようにですね、法律というのは全日本国民をカバーしているわけで、条例は伊豆市ですから、当然、我々は両方見て動いてなければいけないわけですね。

それで、今回、例えば数値を言ってしまうんですけど、例えば、1,000万円の価格の市に土地がある。公売すれば1,300万円で売れるかもしれない。当然、そこには差額が出てくるわけですね。それは市民の利益ですから、それを感受しても、あえて、そのある基準のところ特定の人に売ることによって、マイナス利益が生じる可能性がある。だけれども、こちらの公共事業をやらせていただきたい。市長はそう考えて、だけれども異質利益の可能性もある。それを同じ民主主義の大事な手段である議会にお諮りするということで、私は今回お願いをしているわけです。

議長（飯田宣夫君） 西島議員。

6番（西島信也君） 市長はそうおっしゃっているわけですけどね、それじゃあね、この条例って何ですかということになるわけですよ。

条例は、当局側が提案して議会で決めたものですよ。当局側が提案したものを、ないがしろにするということは、私はそれはおかしいではないかと思うんですけどね。

さっき自信がないからじゃないかと言ったんですが、私は、やはり当局側から出したやつに自信がないから、議会に賛成、議決をとっておくというのは、これは余りにおかしな、これこそ民主主義を踏みにじる、そういうやり方ではないですか。

では、もう一回お伺いしすけどね、結局、要するに、これによらないで議決を求めということはあるということと、この条例以外のものについて議決を求めるとことは市長が判断で決めるということによろしいですか。それをお伺いします。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 本件に限らず、執行部提案で議案を出させていただくものは、市長が決めるということで、今までどおりだと思います。

議長（飯田宣夫君） そのほか質疑ありますか。

以上で質疑を終わります。

お諮りします。

本案3件は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（飯田宣夫君） 御異議なしと認めます。

よって、本案3件は委員会付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

議長（飯田宣夫君） はじめに反対討論のある方。

12番、森議員。

〔12番 森 良雄君登壇〕

12番（森 良雄君） 12番、森良雄です。

議案第99号、100号、101号の補正予算について反対討論をさせていただきます。

この土地の売買について、非常に不透明であるということを私は指摘しておきたい。ね、笑っている議員もいらっしゃるようだけど、これ笑い事じゃないですよ、皆さん。これらは何なんですか、これ。いわゆる修善寺駅周辺整備計画で必要だとして、これは、取得した土地を、その平成17年、何で取得したんですか。交換したんでしょう、これ。天城木材の土地とここを交換しているんです。その時の説明は、必要だから。今回は歩道をつくるということで、これも必要性があるではあろうけど、約40坪の土地がね、駅前の、駅前じゃないですな、駅隣接地の1等地ですよ。その一部を交換という条件で柏久保635の2の方に売却すると。

一体当初の説明は何だったんですか。修善寺駅周辺整備計画で必要な土地として確保しておくんだと。修善寺駅周辺整備計画って何なんですか。さっぱりいまだにわかんない。この現在の市有地を売却してしまえば、これは購入者の私有地として、いわゆる住宅地の一部になってしまうんでしょう。最初からそうだったんですか。そのつもりだったんですか。

私は、修善寺駅周辺整備計画そのものが非常に何だかさっぱりわからない状況で、こういう土地が2転、3転ですね、まだ2転ですけども、売買ないしは交換されていくということに非常に、疑問を感じます。まず、修善寺駅周辺整備計画をはっきり市民の前にこういうふうにしたいんだとやってからやるべきではないですか。修善寺駅周辺整備計画さっぱりわからない状況において、賛成するわけにはいきません。

以上です。

議長（飯田宣夫君） 次に賛成討論のある方はいますか。

1番、鈴木議員。

〔1番 鈴木初司君登壇〕

1番（鈴木初司君） 1番、鈴木です。

今回の、議案99号、100号、101号について賛成討論をいたします。

100号、101号でございますが、今、行政側の説明を聞くには、実利益があるじゃなかろうかということの中で、あえて、議会にとおしたと。これは、いろいろな前例があって、苦渋の選択をしたものと私は考えて、ここについては納得するものであります。次からですね、やはり、市の条例というものは最優先で、私もほかの案件で行政側と話し合いをしたことがありますけども、この件はこの件としてというのはちょっと苦渋であります。次からは、私の中では2,000万円かつ5,000平米というのを絶対重視していただく今回だけについては、そのことをお願いして賛成討論をいたします。終わります。

議長（飯田宣夫君） そのほか討論はございますか。

以上で討論を終了します。

これより、議案第99号から議案第101号までの3議案について分割して採決を行います。

最初に、議案第99号 平成21年度伊豆市一般会計補正予算（第6回）について採決をいたします。

本案について原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（飯田宣夫君） 起立者多数。

よって、議案第99号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第100号 平成21年度伊豆市公共用地取得事業特別会計補正予算（第2回）について採決いたします。

本案について原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（飯田宣夫君） 起立者多数。

よって、議案第100号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第101号 市有財産の処分についてを採決いたします。

本案について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（飯田宣夫君） 起立者多数。

よって、議案第101号は原案のとおり可決されました。

閉会宣告

議長（飯田宣夫君） 以上で、今臨時会に付議されました案件はすべて終了いたしました。

これにて平成21年第5回伊豆市議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午前10時59分